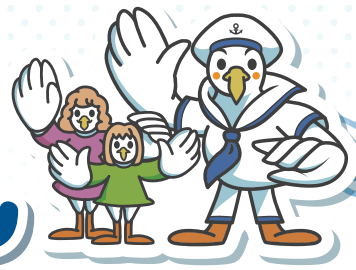


令和5年4月

船内に掲示してください!

# 船員保険丸



船員保険イメージキャラクター  
かもめっせとその仲間たち

## 出産育児一時金の支給額が増額されます

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

**令和5年4月1日よりその支給額が増額されます。**

詳しくは下記のとおりになります。



	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額	
	出産日が令和5年3月31日以前	出産日が令和5年4月1日以降
産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数 22 週以降の出産をした場合	42万円	50万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数 22 週未満の出産をした場合	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産をした場合		

※妊娠4か月(85日)以上の出産が対象になります(死産を含む)。

※多胎児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

病気やケガのため  
働けないとき

## 傷病手当金



お勤めされている方(被保険者)が職務外の病気やケガによって療養のため仕事を休んだ場合、休業補償として傷病手当金を申請できます。

傷病手当金支給申請書の被保険者記入欄を記入し、船舶所有者と療養担当者(医師等)の証明を受け、船員保険部に提出してください。

傷病手当金の支給条件、金額、期間、申請方法など、詳しくは船員保険部のホームページをご覧ください。  
申請書はホームページからダウンロードいただけます。



船員保険事務  
ご担当者様向け

## よくあるお問い合わせ Q&A

Q. 勤務状況、賃金支給状況は申請期間のみ記入すればよいでしょうか。

A. 申請期間を含めた**賃金の締日の翌日から締日まで**の期間について記入してください。

(例) 申請期間: 4月17日から6月10日までの場合(給与締日 15日)  
→ 4月16日から6月15日までの証明が必要です。

Q. 申請書に賃金台帳や出勤簿の写し等の添付書類は必要でしょうか。

A. 傷病手当金の申請の際には、**賃金台帳や出勤簿の写しの添付は不要です。**

船舶所有者証明欄に出勤状況、賃金の支払い状況等をもれなくご記入いただき、ご提出ください。



# 下船後の療養補償についてのご案内

## ■「下船後の療養補償」とは？

乗船中、船内ではじめて発生した職務外の傷病で医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（または調剤薬局）及び船員保険部に提出することにより、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3か月間に限り、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。



## ■次の場合は「下船後の療養補償」の対象外です！ （一部負担金のお支払いが必要になります）

- ◆ 乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合
- ◆ 船舶外（自宅など）で発生した病気やケガを治療する場合
- ◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- ◆ 歯科（虫歯・歯周病等）での治療を行う場合（1年以上継続して乗船中に発症した場合を除く）

詳しくは船員保険部ホームページでご確認ください

船員保険 療養補償

検索



## 重 要 な お 知 ら せ

通信会社のサービス終了に伴い、令和5年7月1日以降に  
0570-300-800の電話番号は使用できなくなります。

（03-6862-3060の電話番号は引き続き使用可能です。）

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、  
何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
電話 03-6862-3060（携帯電話・IP電話ご利用の方）  
0570-300-800 ←令和5年6月30日まで使用可能  
（固定電話ご利用の方は市内通話料金）

メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員大募集中



PICK UP 情報  
旬なお知らせを  
いつでも確認  
できます！

